

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画の策定等について

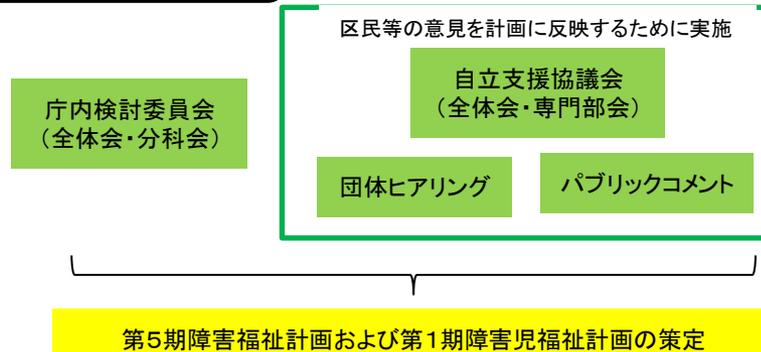
1 計画の構成等

計画名	根拠	目的	計画期間	平成29年度の取組
練馬区障害者計画	障害者基本法	障害者の自立と参加の支援等のための施策に関する基本的な計画	現在：平成27年度～31年度（5年間）	障害福祉計画および次期アクションプランの策定を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。 第五期障害福祉計画および第一期障害児福祉計画を一体的に策定する。
練馬区障害福祉計画	障害者総合支援法	障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画	現在：平成27年度～29年度（3年間） 次期：平成30年度～32年度（3年間）	
練馬区障害児福祉計画（新）	児童福祉法	障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画 ※平成28年6月の児童福祉法改正により策定が義務化	※平成30年度から3年計画の見込み	

2 障害福祉計画等の主な記載内容

計画名	主な内容(予定)
障害福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域移行者数に関する目標 ・精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築のため、医療、福祉関係者による協議の場を設置 ・地域生活支援拠点等の整備 ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上 ・就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を5割以上 ・就労定着支援による1年後の職場定着率80%以上
障害児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの整備 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・医ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

3 策定方法等



4 スケジュール(案)

	平成29年度												平成30年度～			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
自立支援協議会 (全体会)				●第1回 (計画に関する協議)					●第2回 (計画に係る意見書決定)				●第3回 (計画案の報告)	障害福祉計画・障害児福祉計画進捗状況の確認		
自立支援協議会 (専門部会)	← 専門部会開催 (各部会において計画に関する意見聴取) →				← 専門部会開催 →				← 専門部会開催 →				障害者計画策定準備			
計画策定に関する取組	団体ヒアリング				素案パブコメ						●計画策定		障害者計画懇談会設置			
	障害者計画検討委員会(庁内)の開催 ※4～5回程度												障害者基礎調査の準備・調査実施			
	障害者計画検討委員会分科会の開催												障害者計画検討委員会(庁内)の開催			